

(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)

第二十七条の四 省 略

2・3 省 略

4 法第四十二条の四第十一項第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。この場合において、法人税法第六十六条第七項に規定する軽減対象所得金額は八百万円（法第四十二条の四第十一項第一号の通算法人等の第一号及び第二号イの対象事業年度終了の日に終了する当該通算法人等に係る通算親法人の事業年度が一年に満たない場合には、八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額）と、通算子法人である法第四十二条の四第十一項第一号の通算法人等の第一号及び第二号イの対象事業年度の月数は当該対象事業年度終了の日に終了する当該通算法人等に係る通算親法人の事業年度の月数として、当該各号に定める金額を計算するものとする。

一 省 略

二 前号に掲げる場合以外の場合 イに掲げる金額をロに掲げる数で除して計算した金額

イ 法第四十二条の四第十一項第一号の欠損金増加合計額を同号の対象事業年度の所得の金額とみなして、当該所得の金額につき当該対象事業年度終了の時ににおいて同号の通算法人等に係る通算親法人が次に掲

(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)

第二十七条の四 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 同 上
二 同 上

イ 同 上

ける法人のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額に、当該所得の金額につき当該対象事業年度終了の時にあって当該通算法人等に係る通算子法人が前号イ又はロに掲げる法人のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イ又はロに定める規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額に当該対象事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（ロにおいて「他の通算法人」という。）の数を乗じて計算した金額を加算した金額

(1) 協同組合等 法人税法第六十六条第三項（法第六十八条第一項に規定する協同組合等にあつては、同項の規定により読み替えられた法人税法第六十六条第三項）

(2) 省 略

ロ 省 略

5 34 省 略

35 法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第五章並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二章第三節及び第五章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 四 省 略

（中小企業等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の六 法第四十二条の六第一項に規定する政令で定める中小企業

者に該当する法人は、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人（当該法人が通算親法人である場合には、第二号に掲げる法人を除く。）とする。

一 第二十七条の四第十七項第一号又は第二号に掲げる法人（その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総

(1) 協同組合等 法人税法第六十六条第三項（法第六十八条第一項に規定する協同組合等にあつては、同項（法第四十二条の三の第二第三項第二号の規定により読み替えられた同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えられた法人税法第六十六条第三項）

(2) 同 上

ロ 同 上

5 34 同 上

35 法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第五章並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二章第三節及び第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 四 同 上

（中小企業等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の六

額の二分の一を超える数又は金額の株式又は出資が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第十條の承認会社の所有に属している農地法第二條第三項に規定する農地所有適格法人を除く。）

二 他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人

イ 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち前号に掲げる法人以外の法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人

2 法第四十二條の六第一項第一号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一・二 省 略

3 省 略

4 法第四十二條の六第一項第五号に規定する政令で定める海上運送業は、内航海運業法第二條第二項第一号及び第二号に掲げる事業とし、法第四十二條の六第一項第五号に規定する政令で定める船舶は、総トン数が五百トン以上の船舶とし、同号に規定する政令で定めるものは、その船舶に用いられた指定装置等（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通大臣が指定する装置（機器及び構造を含む。第十一項において同じ。）をいう。）の内容その他の財務省令で定める事項を国土交通大臣に届け出たものであることにつき財務省令で定めるところにより明らかにされた船舶とする。

5 省 略

11 国土交通大臣は、第四項の規定により装置を指定したときは、これを告示する。

12 第二項第二号に規定する主要な事業に該当するかどうかの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）

第二十七條の九 法第四十二條の九第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

法第四十二條の六第一項第一号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

2 同 上

3 法第四十二條の六第一項第五号に規定する政令で定める海上運送業は、内航海運業法第二條第二項第一号及び第二号に掲げる事業とし、法第四十二條の六第一項第五号に規定する政令で定める船舶は、総トン数が五百トン以上の船舶とし、同号に規定する政令で定めるものは、その船舶に用いられた指定装置等（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通大臣が指定する装置（機器及び構造を含む。第十項において同じ。）をいう。）の内容その他の財務省令で定める事項を国土交通大臣に届け出たものであることにつき財務省令で定めるところにより明らかにされた船舶とする。

4 同 上

10 国土交通大臣は、第三項の規定により装置を指定したときは、これを告示する。

11 第一項第二号に規定する主要な事業に該当するかどうかの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）

第二十七條の九 同 上

二 法第四十二條の九第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第二十八條第四項の規定による提出の日（同條第七項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなつた区域については、当該変更に係る同項において準用する同條第四項の規定による提出の日）から令和九年三月三十一日までの期間（当該期間内に同條第七項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなつた区域については、当該期間の初日から当該変更に係る同項において準用する同條第四項の規定による提出の日までの期間）

四 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第四十一条第四項の規定による提出の日（同条第七項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなつた区域については、当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日）から令和九年三月三十一日までの期間（当該

二 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第二十八条第四項の規定による提出の日（同条第七項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなつた区域については、当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日）から令和七年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第七項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなつた区域については、当該期間の初日から当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日までの期間）

四 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第四十一条第四項の規定による提出の日（同条第七項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなつた区域については、当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日）から令和七年三月三十一日までの期間（当該

期間内に同条第七項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなつた区域については、当該期間の初日から当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日までの期間）

- 五 法第四十二条の九第一項の表の第五号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第五十五条の二第四項の認定の日（同法第五十五条第四項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなつた区域についてはその新たに該当することとなつた日とし、同法第五十五条の二第七項の変更により新たに同号の第三欄に掲げる事業に該当することとなつた事業については当該変更に係る同条第八項において準用する同条第四項の認定の日とする。）から令和九年三月三十一日までの期間（当該期間（以下この号において「指定期間」という。）内に同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により同表の第五号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなつた区域については指定期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、指定期間内に同法第五十五条の二第七項の変更により同号の第三欄に掲げる事業に該当しないこととなつた事業については当該初日から当該変更に係る同条第八項において準用する同条第四項の認定の日までの期間とし、指定期間内に同条第十項の規定により同条第九項に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）
- 2 省 略
- 4 省 略
- 5 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める事業は、ソフトウェア業（不特定多数の者に販売することを目的として自らがあらかじめ定める仕様によりソフトウェアの開発を行う事業を除く。次項第二号において同じ。）、情報処理・提供サービス業及び沖縄振興特別措置法第三条第六号に規定するインターネット付随サービス業（次項第二号において「インターネット付随サービス業」という。）とする。

6 省 略

- 7 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、自然科学研究所に属する事業、沖縄振興特別措置法施行令第四条第八号に掲げる電気業（次項第一号イにおいて「電気業」という。）及び同条第九号に掲げるガス供給業（次項

期間内に同条第七項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなつた区域については、当該期間の初日から当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日までの期間）

- 五 法第四十二条の九第一項の表の第五号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第五十五条の二第四項の認定の日（同法第五十五条第四項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなつた区域についてはその新たに該当することとなつた日とし、同法第五十五条の二第七項の変更により新たに同号の第三欄に掲げる事業に該当することとなつた事業については当該変更に係る同条第八項において準用する同条第四項の認定の日とする。）から令和七年三月三十一日までの期間（当該期間（以下この号において「指定期間」という。）内に同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により同表の第五号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなつた区域については指定期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、指定期間内に同法第五十五条の二第七項の変更により同号の第三欄に掲げる事業に該当しないこととなつた事業については当該初日から当該変更に係る同条第八項において準用する同条第四項の認定の日までの期間とし、指定期間内に同条第十項の規定により同条第九項に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）
- 2 同 上
- 4 同 上
- 5 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める事業は、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及び沖縄振興特別措置法第三条第六号に規定するインターネット付随サービス業（次項第二号において「インターネット付随サービス業」という。）とする。

6 同 上

- 7 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業、沖縄振興特別措置法施行令第四条第八号に掲げる電気業（次項第一号イにおいて「電気業」という。）及び同条第九号に掲げるガス

において「ガス供給業」という。）とする。

8 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第四欄に規定する政令で定めるものは、機械及び装置（ガス供給業の用に供されるものにあつては、沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号に規定する液化ガス貯蔵設備その他の財務省令で定める機械及び装置に限る。）、構築物（液化したガスを貯蔵し、又は利用するためのもの（製造業又はガス供給業の用に供されるものに限る。）、で財務省令で定めるものに限る。）並びに次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める器具及び備品

イ 省 略

ロ 道路貨物運送業、倉庫業及び卸売業 イ(2)に掲げる器具及び備品

二 工場用の建物及びその附属設備（ガス供給業の用に供される建物及びその附属設備を除く。）並びに次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める建物及びその附属設備

イ ハ 省 略

9・10 二 省 略
省 略

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{けん}を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十一の二 法第四十二条の十一の二第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の承認地域経済牽引事業計画（同項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法施行令第十三条各号に掲げる資産の取得価額（同令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が一億円以上のものとする。

2・4 省 略

（中小企業者等が特定経営力向上設備等^{けん}を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十二の四 法第四十二条の十二の四第一項第一号に規定する政

供給業（次項において「ガス供給業」という。）とする。

8 同 上

一 同 上

イ 同 上

ロ 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデザイン業 イ(2)に掲げる器具及び備品

二 同 上

イ ハ 同 上

ニ デザイン業 事務所又は作業場用の建物及びその附属設備

9・10 ホ 同 上
同 上

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{けん}を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十一の二 法第四十二条の十一の二第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の承認地域経済牽引事業計画（同項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法施行令第十三条各号に掲げる資産の取得価額（同令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が二千万円以上のものとする。

2・4 同 上

（中小企業者等が特定経営力向上設備等^{けん}を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十二の四 法第四十二条の十二の四第一項に規定する政令で定

令で定めるソフトウェアは、第二十七条の六第三項に規定するソフトウェアとする。

2 法第四十二条の十二の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 法第四十二条の十二の四第一項第一号に掲げる減価償却資産 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める規模のもの

イ 機械及び装置 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。ロ及び次号において同じ。）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この号及び次号において同じ。）が百六十万円以上のもの

ロ 工具、器具及び備品 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもの

ハ 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもの

ニ ソフトウェア 一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のもの

二 法第四十二条の十二の四第一項第二号に掲げる減価償却資産 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める規模のもの

イ 機械及び装置 一台又は一基の取得価額が百六十万円以上のもの

ロ 工具、器具及び備品 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもの

ハ 建物及びその附属設備 一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が千万円以上のもの

ニ ソフトウェア 一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のもの

3 法第四十二条の十二の四第二項第一号に規定する政令で定める法人は、資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含むものとし、法第四十二条の四第十九項第九号に規定する農業協同組合等及び商店街振興組合を除く。）とする。

4 法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備並びにソフトウェア（以下この項において「機械装置等」という。）につき法第四十二条の十二の四第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、当該機械装置等につきこれら

めるソフトウェアは、第二十七条の六第二項に規定するソフトウェアとする。

2 法第四十二条の十二の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。）

（の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が百六十万円以上のものとし、工具、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、建物附属設備にあつては一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものとし、ソフトウェアにあつては一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のものとする。

3 法第四十二条の十二の四第二項に規定する政令で定める法人は、資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含むものとし、法第四十二条の四第十九項第九号に規定する農業協同組合等及び商店街振興組合を除く。）とする。

4 法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェア（以下この項において「機械装置等」という。）につき法第四十二条の十二の四第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、当該機械装置等につきこれらの規定

の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該機械装置等が同条第一項に規定する特定経営力向上設備等に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十七条の十二の六

法第四十二条の十二の六第二項第一号に規定する政令で定めるものは、同条第一項に規定する生産工程効率化等設備のうちエ

の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該機械装置等が同条第一項に規定する特定経営力向上設備等に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十七条の十二の六

法第四十二条の十二の六第一項に規定する政令で定めるものは、機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物のうち、次に掲げる要件を満たすものであることについて特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十四条第一項第六号に定める主務大臣の確認を受けたものとする。

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条に規定する認定導入計画に従つて実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するために取得又は製作若しくは建設をしたものであること。

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして財務省令で定めるものに該当するものであること。

(事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十七条の十二の七

法第四十二条の十二の七第一項に規定する政令で定めるソフトウェアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるよう組み合わされたもの(これに関連する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本を除く。)とする。

2 法第四十二条の十二の七第四項及び第五項に規定する政令で定めるものは、同条第一項に規定する情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであることについて主務大臣(同法第四百七十七条第一項第七号に定める大臣をいう。)の確認を受けたものとする。

3 法第四十二条の十二の七第六項第一号に規定する政令で定めるものは、同条第三項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用によ

エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものとし、同条第二項第二号ロに規定する政令で定めるものは、同条第一項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものとする。

- 2| 法第四十二条の十二の六第三項第一号に規定する政令で定める割合は、次の各号に掲げる特定演算半導体（トランジスタ）上に配置される導線を中心の間隔が最も短い箇所において百三十ナノメートルを超える同項第一号に掲げる半導体をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一 三 省 略

- 3| 法第四十二条の十二の六第三項第二号に規定する政令で定める割合は、次の各号に掲げるパワー半導体等（同項第二号に規定するパワー半導体等をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一 三 省 略

- 4| 法第四十二条の十二の六第三項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 当該半導体生産用資産（法第四十二条の十二の六第三項に規定する半導体生産用資産をいう。次号及び次項において同じ。）に係る同条第三項に規定する供用中年度前の各事業年度における同項に規定する半導体税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額

二 適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格合併等」という。）により移転を受けた当該半導体生産用資産について法第四十二条の十二の六第三項の規定により当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人（以下この条において「被合併法人等」という。）の過去事業年度（適格合併等の日（適格合併にあつては、当該適格合併の日の前日）を含む事業年度以前の各事業年度をいう。以下この号及び第六項第二号において同じ。）の所得に対する調整前法人税額（法第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。第六項第二号において同じ。）から控除された金額（当該半導体生産用資産に係る当該被合併法人等の過去事業年度における法第四十二条

る環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものとし、同条第六項第二号ロに規定する政令で定めるものは、同条第三項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものとする。

- 4| 法第四十二条の十二の七第七項第一号に規定する政令で定める割合は、次の各号に掲げる特定演算半導体（トランジスタ）上に配置される導線を中心の間隔が最も短い箇所において百三十ナノメートルを超える同項第一号に掲げる半導体をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一 三 同 上

- 5| 法第四十二条の十二の七第七項第二号に規定する政令で定める割合は、次の各号に掲げるパワー半導体等（同項第二号に規定するパワー半導体等をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一 三 同 上

- 6| 法第四十二条の十二の七第七項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 当該半導体生産用資産（法第四十二条の十二の七第七項に規定する半導体生産用資産をいう。次号及び次項において同じ。）に係る同条第七項に規定する供用中年度前の各事業年度における同項に規定する半導体税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額

二 適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格合併等」という。）により移転を受けた当該半導体生産用資産について法第四十二条の十二の七第七項の規定により当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人（以下この条において「被合併法人等」という。）の過去事業年度（適格合併等の日（適格合併にあつては、当該適格合併の日の前日）を含む事業年度以前の各事業年度をいう。以下この号及び第八項第二号において同じ。）の所得に対する調整前法人税額（法第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。第八項第二号において同じ。）から控除された金額（当該半導体生産用資産に係る当該被合併法人等の過去事業年度における法第四十二条

の十二の六第三項に規定する半導体税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額を含む。）」

5| 法人が適格合併等により法第四十二条の十二の六第三項の規定の適用を受けている半導体生産用資産の移転を受けた場合における同項の規定の適用については、当該法人が、同項に規定する設備の新設又は増設をし、かつ、当該半導体生産用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを被合併法人等供用日（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該半導体生産用資産をその事業の用に供した日をいう。）に当該法人の事業の用に供したものとみなす。

6| 法第四十二条の十二の六第六項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 当該特定商品生産用資産（法第四十二条の十二の六第六項に規定する特定商品生産用資産をいう。次号及び次項において同じ。）に係る同条第六項に規定する供用中年度前の各事業年度における同項に規定する特定商品税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額

二 適格合併等により移転を受けた当該特定商品生産用資産について法第四十二条の十二の六第六項の規定により当該適格合併等に係る被合併法人等の過去事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除された金額（当該特定商品生産用資産に係る当該被合併法人等の過去事業年度における同項に規定する特定商品税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額を含む。）

7| 法人が適格合併等により法第四十二条の十二の六第六項の規定の適用を受けている特定商品生産用資産の移転を受けた場合における同項の規定の適用については、当該法人が、同項に規定する設備の新設又は増設をし、かつ、当該特定商品生産用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを被合併法人等供用日（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該特定商品生産用資産をその事業の用に供した日をいう。）に当該法人の事業の用に供したものとみなす。

8| 法第四十二条の十二の六第十四項第二号イに規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得とする。

9| 法第四十二条の十二の六第十四項第二号イに規定する政令で定めるものは、棚卸資産、法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券（以下この

の十二の七第七項に規定する半導体税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額を含む。）」

7| 法人が適格合併等により法第四十二条の十二の七第七項の規定の適用を受けている半導体生産用資産の移転を受けた場合における同項の規定の適用については、当該法人が、同項に規定する設備の新設又は増設をし、かつ、当該半導体生産用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを被合併法人等供用日（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該半導体生産用資産をその事業の用に供した日をいう。）に当該法人の事業の用に供したものとみなす。

8| 法第四十二条の十二の七第十項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 当該特定商品生産用資産（法第四十二条の十二の七第十項に規定する特定商品生産用資産をいう。次号及び次項において同じ。）に係る同条第十項に規定する供用中年度前の各事業年度における同項に規定する特定商品税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額

二 適格合併等により移転を受けた当該特定商品生産用資産について法第四十二条の十二の七第十項の規定により当該適格合併等に係る被合併法人等の過去事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除された金額（当該特定商品生産用資産に係る当該被合併法人等の過去事業年度における同項に規定する特定商品税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額を含む。）

9| 法人が適格合併等により法第四十二条の十二の七第十項の規定の適用を受けている特定商品生産用資産の移転を受けた場合における同項の規定の適用については、当該法人が、同項に規定する設備の新設又は増設をし、かつ、当該特定商品生産用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを被合併法人等供用日（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該特定商品生産用資産をその事業の用に供した日をいう。）に当該法人の事業の用に供したものとみなす。

10| 法第四十二条の十二の七第十八項第二号イに規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得とする。

11| 法第四十二条の十二の七第十八項第二号イに規定する政令で定めるものは、棚卸資産、法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券（以下この

章において「有価証券」という。）及び繰延資産以外の資産のうち法人税法施行令第十三条各号に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

10] 法第四十二条の十二の六第十四項に規定する政令で定める場合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下である場合とする。

一 法第四十二条の十二の六第十四項の事業年度（以下この項及び第十四項において「対象年度」という。）の基準所得等金額（当該対象年度開始の日前一年（当該対象年度が一年に満たない場合には、当該対象年度の期間。次号において同じ。）以内に終了した各事業年度（最初課税事業年度開始の日前に終了した各事業年度及び外国法人である人格のない社団等の第十二項第二号ホに規定する収益事業から生ずるものを有することとなつた日を含む事業年度開始の日からその有することとなつた日の前日までの期間を除く。次号において「前事業年度」という。）の月数を合計した数が当該対象年度の月数に満たない場合には、当該基準所得等金額を当該対象年度の月数で除し、これに当該合計した数を乗じて計算した金額）

二 省 略

11] 省 略

12] 第十項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省 略

二 最初課税事業年度 法第四十二条の十二の六第十四項の法人が次に掲げる法人に該当する場合におけるそれぞれ次に定める日を含む事業年度をいう。

イ ホ 省 略

13] 法第四十二条の十二の六第十四項の法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、第十項に規定する基準所得等金額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二 省 略

14] 法第四十二条の十二の六第十四項の法人の対象年度に係る同項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、同号に掲げる要件に該当するものとする。

15] 法第四十二条の十二の六第十五項に規定する政令で定める場合は、同項

章において「有価証券」という。）及び繰延資産以外の資産のうち法人税法施行令第十三条各号に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

12] 法第四十二条の十二の七第十八項に規定する政令で定める場合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下である場合とする。

一 法第四十二条の十二の七第十八項の事業年度（以下この項及び第十六項において「対象年度」という。）の基準所得等金額（当該対象年度開始の日前一年（当該対象年度が一年に満たない場合には、当該対象年度の期間。次号において同じ。）以内に終了した各事業年度（最初課税事業年度開始の日前に終了した各事業年度及び外国法人である人格のない社団等の第十四項第二号ホに規定する収益事業から生ずるものを有することとなつた日を含む事業年度開始の日からその有することとなつた日の前日までの期間を除く。次号において「前事業年度」という。）の月数を合計した数が当該対象年度の月数に満たない場合には、当該基準所得等金額を当該対象年度の月数で除し、これに当該合計した数を乗じて計算した金額）

二 同 上

13] 同 上

14] 第十二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 同 上

二 最初課税事業年度 法第四十二条の十二の七第十八項の法人が次に掲げる法人に該当する場合におけるそれぞれ次に定める日を含む事業年度をいう。

イ ホ 同 上

15] 法第四十二条の十二の七第十八項の法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、第十二項に規定する基準所得等金額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二 同 上

16] 法第四十二条の十二の七第十八項の法人の対象年度に係る同項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、同号に掲げる要件に該当するものとする。

17] 法第四十二条の十二の七第十九項に規定する政令で定める場合は、同項

の法人に次の各号に掲げる事実のいずれかが生じた場合とし、同項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一〇三 省 略

16| 法第四十二条の十二の六第十五項の法人が法人税法施行令第二十四条の三に規定する初年度離脱通算子法人に該当する場合における前項の規定の適用については、当該法人に生じた同項第二号及び第三号に掲げる事実は、これらの号に掲げる事実^{17|}に該当しないものとする。

17| 経済産業大臣は、第一項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第二十七条の十三 省 略

2 法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合における法第四十二条の四第二十二項及び第二十三項（これらの規定を法第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項、第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十一項、第四十二条の十二の二第三項、第四十二条の十二の四第九項、第四十二条の十二の五第十項又は第四十二条の十二の六第十^七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、法第四十二条の四第二十二項中「規定を」とあるのは、「規定（第四十二条の十三第一項の規定を含む。）を」とする。

3 〽 16 省 略

(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額)

第二十七条の十四 法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第五章並びに地方法人税法第二章第三節及び第五章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一〇六 省 略

（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）

の法人に次の各号に掲げる事実のいずれかが生じた場合とし、同項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一〇三 同 上

18| 法第四十二条の十二の七第十九項の法人が法人税法施行令第二十四条の三に規定する初年度離脱通算子法人に該当する場合における前項の規定の適用については、当該法人に生じた同項第二号及び第三号に掲げる事実は、これらの号に掲げる事実^{19|}に該当しないものとする。

19| 経済産業大臣は、第二項又は第三項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第二十七条の十三 同 上

2 法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合における法第四十二条の四第二十二項及び第二十三項（これらの規定を法第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項、第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十一項、第四十二条の十二の二第三項、第四十二条の十二の四第九項、第四十二条の十二の五第十項、第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の十二の七第二十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、法第四十二条の四第二十二項中「規定を」とあるのは、「規定（第四十二条の十三第一項の規定を含む。）を」とする。

3 〽 16 同 上

(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額)

第二十七条の十四 法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第五章並びに地方法人税法第二章第三節及び第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一〇六 同 上

（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）

第二十八条の四 法第四十四条第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、その取得又は製作若しくは建設に必要な資金の額（当該研究所用の施設に係る土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の子の額を除く。）が四億五千万円以上のものであること。

二 省 略

2 省 略

（共同利用施設の特別償却）

第二十八条の六 法第四十四条の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の共同利用施設の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が四百万円（建物にあつては、六百五十万円）以上のものとする。

（再資源化事業等高度化設備の特別償却）

第二十八条の八の二 法第四十四条の六第一項に規定する政令で定めるものは、同項各号に定める施設を構成する機械及び装置並びに器具及び備品のうち、同項に規定する再資源化事業等の高度化に著しく資するものとして環境大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2 法第四十四条の六第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が二千万円以上のものとし、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が二百万円以上のものとする。

3 法人が、その取得し、又は製作した機械及び装置並びに器具及び備品（以下この項において「機械等」という。）につき法第四十四条の六第一項の規定の適用を受ける場合には、当該機械等につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該機械等が同項に規定する再資源化事業等高度化設備に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十八条の四 同 上

一 技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、その取得又は製作若しくは建設に必要な資金の額（当該研究所用の施設に係る土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の子の額を除く。）が四億円以上のものであること。

二 同 上

2 同 上

（共同利用施設の特別償却）

第二十八条の六 法第四十四条の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の共同利用施設の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が四百万円（建物にあつては、六百万円）以上のものとする。

環境大臣は、第一項の規定により機械及び装置並びに器具及び備品を指定したときは、これを告示する。

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第二十八条の九 法第四十五条第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設（以下この項において「新增設」という。）をする場合 沖縄振興特別措置法第三十五条第四項の規定による提出の日（同条第七項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなった区域については、当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日）から令和九年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第七項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなった区域については、当該期間の初日から当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日までの期間）

二 法第四十五条第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法第四十一条第四項の規定による提出の日（同条第七項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなった区域については、当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日）から令和九年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第七項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなった区域については、当該期間の初日から当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日までの期間）

三 法第四十五条第一項の表の第三号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法第五十五条の二第四項の認定の日（同法第五十五条第四項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなった区域についてはその新たに該当することとなった日とし、同法第五十五条の二第七項の変更により新たに同号の第三欄に掲げる事業に該当することとなった事業については当該変更に係る同条第八項において準用する同条第四項の認定の日とする。）から令和九年三月三十一日までの期

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第二十八条の九 同上

一 法第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設（以下この項において「新增設」という。）をする場合 沖縄振興特別措置法第三十五条第四項の規定による提出の日（同条第七項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなった区域については、当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日）から令和七年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第七項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなった区域については、当該期間の初日から当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日までの期間）

二 法第四十五条第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法第四十一条第四項の規定による提出の日（同条第七項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなった区域については、当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日）から令和七年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第七項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなった区域については、当該期間の初日から当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日までの期間）

三 法第四十五条第一項の表の第三号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法第五十五条の二第四項の認定の日（同法第五十五条第四項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなった区域についてはその新たに該当することとなった日とし、同法第五十五条の二第七項の変更により新たに同号の第三欄に掲げる事業に該当することとなった事業については当該変更に係る同条第八項において準用する同条第四項の認定の日とする。）から令和七年三月三十一日までの期

間（当該期間（以下この号において「指定期間」という。）内に同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により同表の第三号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなつた区域については指定期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、指定期間内に同法第五十五条の二第七項の変更により同号の第三欄に掲げる事業に該当しないこととなつた事業については当該初日から当該変更に係る同条第八項において準用する同条第四項の規定の日までの期間とし、指定期間内に同条第十項の規定により同条第九項に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

2・3 省 略

4 法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、自然科学研究所に属する事業、沖縄振興特別措置法施行令第四条第八号に掲げる電気業（次項第一号イにおいて「電気業」という。）及び同条第九号に掲げるガス供給業（次項において「ガス供給業」という。）とする。

5 法第四十五条第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定めるものは、機械及び装置（ガス供給業の用に供されるものにあつては、沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号に規定する液化ガス貯蔵設備その他の財務省令で定める機械及び装置に限る。）、構築物（液化したガスを貯蔵し、又は利用するためのもの（製造業又はガス供給業の用に供されるものに限る。）で財務省令で定めるものに限る。）並びに次に掲げるものとする。
一 次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める器具及び備品

イ 省 略

ロ 道路貨物運送業、倉庫業及び卸売業 イ(2)に掲げる器具及び備品

二 工場用の建物及びその附属設備（ガス供給業の用に供される建物及びその附属設備を除く。）並びに次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める建物及びその附属設備
イハ 省 略

ニ 省 略

6・7 省 略

間（当該期間（以下この号において「指定期間」という。）内に同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により同表の第三号の第二欄に掲げる区域に該当しないこととなつた区域については指定期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、指定期間内に同法第五十五条の二第七項の変更により同号の第三欄に掲げる事業に該当しないこととなつた事業については当該初日から当該変更に係る同条第八項において準用する同条第四項の規定の日までの期間とし、指定期間内に同条第十項の規定により同条第九項に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

2・3 同 上

4 法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業、沖縄振興特別措置法施行令第四条第八号に掲げる電気業（次項第一号イにおいて「電気業」という。）及び同条第九号に掲げるガス供給業（次項において「ガス供給業」という。）とする。

5 同 上

一 同 上

イ 同 上

ロ 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデザイン業 イ(2)に掲げる器具及び備品

二 同 上

イハ 同 上

ニ デザイン業 事務所用又は作業場用の建物及びその附属設備

ホ 同 上

6・7 同 上

8 法第四十五条第二項に規定する政令で定める期間は、令和四年四月一日（同日後に同項に規定する離島（以下この項及び第十二項において「離島」という。）に該当することとなつた地域については、その該当することとなつた日）から令和九年三月三十一日までの期間（当該期間内に離島に該当しないこととなつた地域については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）とする。

9 省 略

15 法第四十五条第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 省 略

二 法第四十五条第三項の表の第二号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 当該地区に係る半島振興法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画（同法第九条の二第三項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「認定半島産業振興促進計画」という。）に記載された同法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間の初日から令和九年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同表の第二号の上欄に規定する半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については当該初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に同法第九条の七第一項の規定により当該認定半島産業振興促進計画に係る同法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

三 法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 当該地区に係る離島振興法第四条第一項の離島振興計画（同条第二項第三号に掲げる事項並びに当該地区に係る同項第五号及び第十二号並びに同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）のうち当該離島振興計画につき当該離島振興計画を定めた都道府県が同条第十四項の規定による通知（当該離島振興計画が同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により同項の主務大臣に提出があつたものであ

8 法第四十五条第二項に規定する政令で定める期間は、令和四年四月一日（同日後に同項に規定する離島（以下この項及び第十二項において「離島」という。）に該当することとなつた地域については、その該当することとなつた日）から令和七年三月三十一日までの期間（当該期間内に離島に該当しないこととなつた地域については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）とする。

9 同 上

15 同 上

一 同 上

二 法第四十五条第三項の表の第二号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 当該地区に係る半島振興法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画（同法第九条の二第三項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「認定半島産業振興促進計画」という。）に記載された同法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間の初日から令和七年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同表の第二号の上欄に規定する半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については当該初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に同法第九条の七第一項の規定により当該認定半島産業振興促進計画に係る同法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

三 法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 当該地区に係る離島振興法第四条第一項の離島振興計画（同条第二項第三号に掲げる事項並びに当該地区に係る同項第五号及び第十二号並びに同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）のうち当該離島振興計画につき当該離島振興計画を定めた都道府県が同条第十四項の規定による通知（当該離島振興計画が同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により同項の主務大臣に提出があつたものであ

る場合には、同条第十五項において準用する同条第十四項の規定による通知）を受けたもの（以下この条において「特定離島振興計画」という。）に記載された同法第四条第二項第三号に掲げる計画期間の初日又は当該特定離島振興計画に係るこれらの通知を受けた日のいずれか遅い日から令和九年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該いずれか遅い日から当該計画期間の末日までの期間とし、同月三十一日前に同表の第三号の上欄に規定する離島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については当該いずれか遅い日からその該当しないこととなつた日までの期間とする。）

16
19
省 略

法第四十五条第三項の表の第一号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。）、旅館業及び情報サービス業等（情報サービス業その他の財務省令で定める事業をいう。第二号において同じ。）のうち、同表の第一号の上欄に掲げる地区に係る特定過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一・二
省 略

21
省 略

法第四十五条第三項の表の第二号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。）、旅館業及び情報サービス業等（情報サービス業その他の財務省令で定める事業をいう。第二号及び第二十四項において同じ。）のうち、同表の第二号の上欄に掲げる地区に係る認定半島産業振興促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

る場合には、同条第十五項において準用する同条第十四項の規定による通知）を受けたもの（以下この条において「特定離島振興計画」という。）に記載された同法第四条第二項第三号に掲げる計画期間の初日又は当該特定離島振興計画に係るこれらの通知を受けた日のいずれか遅い日から令和七年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該いずれか遅い日から当該計画期間の末日までの期間とし、同月三十一日前に同表の第三号の上欄に規定する離島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については当該いずれか遅い日からその該当しないこととなつた日までの期間とする。）

16
19
同 上

法第四十五条第三項の表の第一号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。）、旅館業及び情報サービス業等（情報サービス業その他の財務省令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）のうち、同表の第一号の上欄に掲げる地区に係る特定過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一・二
同 上

21
同 上

法第四十五条第三項の表の第二号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。）、旅館業及び情報サービス業等のうち、同表の第二号の上欄に掲げる地区に係る認定半島産業振興促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一・二 省略
23
25 省略

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第三十条 法第五十二条の二第一項に規定する減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。
一 省略

二・三 省略

2 法第五十二条の二第一項及び第四項に規定する普通償却限度額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
一 三 省略

3 法第五十二条の二第二項及び第五項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、次に掲げる規定とする。
一・二 省略

三 省略
4 省略

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第三十二条 法第五十三条第一項第四号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。
一 省略

一・二 同上
23
25 同上

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第三十条 同上

一 同上

二 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の規定
三・四 同上

2 同上

一 三 同上

四 繰延資産 当該資産につき法人税法施行令第六十四条の規定により計算した当該事業年度の繰延資産普通償却限度額（法人税法第三十二条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。）に相当する金額

3 同上

一・二 同上

三 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の規定

四 同上
4 同上

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第三十二条 同上

一 同上

二 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第八十

二・三 省 略

四 前三号に掲げる規定に係る法第五十二条の三の規定

- 2 法人の有する減価償却資産が当該事業年度において法第五十三条第一項第二号に掲げる規定（前項第一号から第三号までに掲げる規定を含む。次項において「特別償却に関する規定」という。）のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該二以上の規定のうちいずれか一の規定に係る法第五十二条の三の規定と当該いずれか一の規定以外の規定に係る同条の規定とは、それぞれ一の規定として法第五十三条第一項の規定を適用する。

3 省 略

（保険会社等の異常危険準備金）

第三十三条の二 省 略

2 5 省 略

- 6 保険並びに火災共済、全国風水害等共済、自然災害共済、森林災害共済及び長期育林共済に係る法第五十七条の五第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる保険の種類又は共済の種類に区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 第四項第一号に掲げる保険又は森林災害共済 当該保険又は共済の当該事業年度における法第五十七条の五第一項に規定する正味収入保険料又は正味収入共済掛金（次号及び第十五項第二号において「当年度保険料等」という。）の百分の三に相当する金額

二 第四項第二号から第四号までに掲げる保険又は火災共済（法第五十七条の五第一項第七号に規定する火災等共済組合（第十項第三号及び第十五項第二号ロにおいて「火災等共済組合」という。）及び同条第一項第七号に掲げる協同組合連合会を行う共済並びに農家火災共済（農業協同組合連合会を行う火災共済をいう。以下この号及び第十五項第二号ホにおいて同じ。）に限る。） 当該保険又は共済の当年度保険料等の百分の二（第二項第六号に掲げる損害をその共済事故とする農家火災共済に係る共済金の支払事由の発生のみを共済事故とする共済については、百分の四）に相当する金額

六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の規定

三・四 同 上

五 前各号に掲げる規定に係る法第五十二条の三の規定

- 2 法人の有する減価償却資産が当該事業年度において法第五十三条第一項第二号に掲げる規定（前項第一号から第四号までに掲げる規定を含む。次項において「特別償却に関する規定」という。）のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該二以上の規定のうちいずれか一の規定に係る法第五十二条の三の規定と当該いずれか一の規定以外の規定に係る同条の規定とは、それぞれ一の規定として法第五十三条第一項の規定を適用する。

3 同 上

（保険会社等の異常危険準備金）

第三十三条の二 同 上

2 5 同 上

6 同 上

一 第四項第一号に掲げる保険又は森林災害共済 当該保険又は共済の当該事業年度における法第五十七条の五第一項に規定する正味収入保険料又は正味収入共済掛金（次号及び第十四項において「当年度保険料等」という。）の百分の三に相当する金額

二 第四項第二号から第四号までに掲げる保険又は火災共済（法第五十七条の五第一項第七号に規定する火災等共済組合（第九項第二号及び第十四項第二号ロにおいて「火災等共済組合」という。）及び同条第一項第七号に掲げる協同組合連合会を行う共済並びに農家火災共済（農業協同組合連合会を行う火災共済をいう。以下この項及び第十四項第二号ホにおいて同じ。）に限る。） 当該保険又は共済の当年度保険料等の百分の二（第二項第六号に掲げる損害をその共済事故とする農家火災共済に係る共済金の支払事由の発生のみを共済事故とする共済については、百分の四）に相当する金額

三〇六 省略

7・8 省略

9| 法第五十七条の五第二項に規定する政令で定める保険又は共済は、第四項第二号から第四号までに掲げる保険（以下この条において「特定保険」という。）とし、法第五十七条の五第二項に規定する政令で定める区分は、同条第一項に規定する政令で定める保険を特定保険と特定保険以外の保険とに区分した場合における特定保険の区分（第十五項において「特定保険区分」という。）とする。

10| 法第五十七条の五第二項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる保険又は共済とし、同項に規定する政令で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。

一 省略

二 特定保険及び長期育林共済 百分の五十五

三〇五 省略

11| 省略

13| 省略

法第五十七条の五第五項に規定する危険共済掛金部分に係る金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第五十七条の五第二項に規定する共済金の総額 当該共済金の総額（第十二項第三号に掲げる共済にあつては当該共済金のうち被共済者の死亡及び後遺障害を共済事故とする部分の金額を除くものとし、同項第四号に掲げる共済にあつては当該共済金のうち被共済者の死亡、後遺障害及び生存を共済事故とする部分の金額を除くものとする。）から当該共済金のうち積立掛金に係る部分の金額の総額を控除した金額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険金又は共済金がある場合には、これらの金額を控除した金額）

二 法第五十七条の五第四項に規定する共済掛金及び解約返戻金の合計額 次に掲げる金額の合計額

イ 第十二項第二号に掲げる共済（第二項第七号に掲げる損害及び耐存を共済事故とする共済に限る。）又は第十二項第五号に掲げる共済に係る共済掛金については、当該共済掛金（当該共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した

三〇六 同上

7・8 同上

9| 同上

一 同上

二〇四 同上

五| 長期育林共済 百分の五十五

10| 同上

13| 同上

一 法第五十七条の五第二項に規定する共済金の総額 当該共済金の総額（第十一項第三号に掲げる共済にあつては当該共済金のうち被共済者の死亡及び後遺障害を共済事故とする部分の金額を除くものとし、同項第四号に掲げる共済にあつては当該共済金のうち被共済者の死亡、後遺障害及び生存を共済事故とする部分の金額を除くものとする。）から当該共済金のうち積立掛金に係る部分の金額の総額を控除した金額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険金又は共済金がある場合には、これらの金額を控除した金額）

二 同上

イ 第十一項第二号に掲げる共済（第二項第七号に掲げる損害及び耐存を共済事故とする共済に限る。）又は第十一項第五号に掲げる共済に係る共済掛金については、当該共済掛金（当該共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した

金額。ロからホまでにおいて同じ。）のうち危険共済掛金の額の百分の百八十に相当する金額

ロ 第十二項第二号に掲げる共済（第二項第八号に掲げる損害及び耐存を共済事故とする共済に限る。）に係る共済掛金については、当該共済掛金のうち危険共済掛金の額の百分の二百に相当する金額

ハ 第十二項第三号に掲げる共済に係る共済掛金については、当該共済掛金のうち危険共済掛金の額（当該危険共済掛金のうち被共済者の死亡及び後遺障害を共済事故とする部分の金額を除く。）の百分の百四十に相当する金額

ニ 第十二項第四号に掲げる共済に係る共済掛金については、当該共済掛金の全額から当該共済掛金のうち被共済者の死亡、後遺障害及び生存を共済事故とする部分の金額を控除した金額

ホ・ヘ 省 略

三 法第五十七条の五第四項に規定する保険料、共済掛金及び解約返戻金の合計額 次に掲げる金額の合計額

イ 省 略

ロ 第十二項第二号又は第五号に掲げる共済に係る解約返戻金については、当該解約返戻金の額のうち同項第二号又は第二項第十四号に掲げる耐存が共済事故に含まれていないものとした場合に支払われるべき解約返戻金の額に相当する金額

ハ 第十二項第三号に掲げる共済に係る解約返戻金については、当該解約返戻金の額のうち同号に掲げる耐存が共済事故に含まれていないものとした場合に支払われるべき解約返戻金の額（当該解約返戻金のうち被共済者の死亡及び後遺障害を共済事故とする部分の金額を除く。）に相当する金額

ニ 第十二項第四号に掲げる共済に係る解約返戻金については、当該解約返戻金の全額から当該解約返戻金のうち被共済者の死亡、後遺障害及び生存を共済事故とする部分の金額を控除した金額

ホ 省 略

15)

法第五十七条の五第七項に規定する政令で定める金額は、同条第一項に規定する保険の種類又は共済の種類（特定保険については、特定保険区分）ごとに、同条第七項に規定する積み立てた金額と第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額とのうちいずれか少ない金額（同項

金額。ロからホまでにおいて同じ。）のうち危険共済掛金の額の百分の百八十に相当する金額

ロ 第十一項第二号に掲げる共済（第二項第八号に掲げる損害及び耐存を共済事故とする共済に限る。）に係る共済掛金については、当該共済掛金のうち危険共済掛金の額の百分の二百に相当する金額

ハ 第十一項第三号に掲げる共済に係る共済掛金については、当該共済掛金のうち危険共済掛金の額（当該危険共済掛金のうち被共済者の死亡及び後遺障害を共済事故とする部分の金額を除く。）の百分の百四十に相当する金額

ニ 第十一項第四号に掲げる共済に係る共済掛金については、当該共済掛金の全額から当該共済掛金のうち被共済者の死亡、後遺障害及び生存を共済事故とする部分の金額を控除した金額

ホ・ヘ 同 上

三 同 上

イ 同 上

ロ 第十一項第二号又は第五号に掲げる共済に係る解約返戻金については、当該解約返戻金の額のうち同項第二号又は第二項第十四号に掲げる耐存が共済事故に含まれていないものとした場合に支払われるべき解約返戻金の額に相当する金額

ハ 第十一項第三号に掲げる共済に係る解約返戻金については、当該解約返戻金の額のうち同号に掲げる耐存が共済事故に含まれていないものとした場合に支払われるべき解約返戻金の額（当該解約返戻金のうち被共済者の死亡及び後遺障害を共済事故とする部分の金額を除く。）に相当する金額

ニ 第十一項第四号に掲げる共済に係る解約返戻金については、当該解約返戻金の全額から当該解約返戻金のうち被共済者の死亡、後遺障害及び生存を共済事故とする部分の金額を控除した金額

ホ 同 上

14)

法第五十七条の五第七項に規定する政令で定める金額は、同条第一項に規定する政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、同条第七項に規定する積み立てた金額と第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額とのうちいずれか少ない金額（同項に規定する積み立てた金額

に規定する積み立てた金額が第四項第一号に掲げる保険に係る同条第七項に規定する異常危険準備金の金額である場合には、当該積み立てた金額」とする。この場合において、当該事業年度終了の日までに同条第六項から第九項までの規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額があるときは、同条第七項に規定する積み立てた金額は、これらの規定に規定する事実が生じた日における同条第六項に規定する異常危険準備金の金額のうちその積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されたものとして計算するものとする。

一 省 略

二 当該保険又は共済の当年度保険料等に百分の三十（次のイからトまでに掲げる共済については、それぞれイからトまでに定める割合）を乗じて計算した金額

イ ハ 省 略

ニ 第十項第五号に掲げる共済 百分の六十

ホ ト 省 略

省 略

17| 16| 法第五十七条の五第七項の法人の当該事業年度（前項第一号に掲げる事業年度を除く。）が一年に満たない場合（法人税法第十四条第二項、第四項から第六項まで又は第八項の規定の適用がある場合に限る。）における第十五項の規定の適用については、同項第二号に規定する当年度保険料等（以下この項において「当年度保険料等」という。）は、当該当年度保険料等に十二を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額とする。

18| 20| 省 略

21| 法第五十七条の五第一項第七号に掲げる法人の平成五年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（当該各事業年度終了の日において当該法人の行う火災共済に係る第十五項第一号に規定する異常危険準備金の金額が当該火災共済の第六項第一号に規定する当年度保険料等に百分の四十五（同条第一項第七号に掲げる協同組合連合会の行う火災共済にあつては、百分の六十）を乗じて計算した金額を超える場合の当該各事業年度を除く。）における第六項の規定の適用については、同項第二号中「百分の二」とあるのは、「百分の四」とする。

22| 法第五十七条の五第一項第一号及び第二号に掲げる法人の平成八年四月

が第四項第一号に掲げる保険に係る同条第七項に規定する異常危険準備金の金額である場合には、当該積み立てた金額」とする。この場合において、当該事業年度終了の日までに同条第六項から第九項までの規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額があるときは、同条第七項に規定する積み立てた金額は、これらの規定に規定する事実が生じた日における同条第六項に規定する異常危険準備金の金額のうちその積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されたものとして計算するものとする。

一 同 上

二 同 上

イ ハ 同 上

ニ 第九項第四号に掲げる共済 百分の六十

ホ ト 同 上

同 上

16| 15| 法第五十七条の五第七項の法人の当該事業年度（前項第一号に掲げる事業年度を除く。）が一年に満たない場合（法人税法第十四条第二項、第四項から第六項まで又は第八項の規定の適用がある場合に限る。）における第十四項の規定の適用については、同項第二号に規定する当年度保険料等（以下この項において「当年度保険料等」という。）は、当該当年度保険料等に十二を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額とする。

17| 20| 同 上

20| 法第五十七条の五第一項第七号に掲げる法人の平成五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（当該各事業年度終了の日において当該法人の行う火災共済に係る第十四項第一号に規定する異常危険準備金の金額が当該火災共済の第六項第一号に規定する当年度保険料等に百分の四十五（同条第一項第七号に掲げる協同組合連合会の行う火災共済にあつては、百分の六十）を乗じて計算した金額を超える場合の当該各事業年度を除く。）における第六項の規定の適用については、同項第二号中「百分の二」とあるのは、「百分の四」とする。

21| 法第五十七条の五第一項第一号及び第二号に掲げる法人の平成八年四月

一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（当該各事業年度終了の日において当該法人の行う特定保険に係る第十五項第一号に規定する異常危険準備金の金額が当該特定保険の第六項第一号に規定する当年度保険料等に百分の三十を乗じて計算した金額を超える場合の当該各事業年度を除く。）における第六項の規定（第四項第二号及び第三号に掲げる保険に係る部分に限る。）の適用については、第六項第二号中「百分の二」とあるのは、第四項第二号に掲げる保険については「百分の十」と、同項第三号に掲げる保険については「百分の六」とする。

（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）

第三十四条 省 略

258 省 略

9 法第五十八条第二項に規定する国内鉱業者に準ずるものとして政令で定める法人は、当該法人の国外子会社（当該法人がその発行済株式等に係る議決権の総数の百分の五十以上を有している外国法人で、当該外国法人に当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この項及び次項第四号において同じ。）が派遣され、又は当該法人の重要な使用人が業務を執行する役員として派遣され、並びに当該法人又は他の会社（当該法人がその発行済株式等に係る議決権の総数の百分の九十五以上を有している他の会社をいう。以下この項において同じ。）のその営む鉱業及びこれに付随する事業に係る専門的知識及び経験を有し、かつ、専らこれらの事業に従事する者（役員及び重要な使用人を除く。以下この項及び次項第四号において「技術者」という。）が派遣されているものをいう。）が国外に鉱山を有し、かつ、当該法人の営む事業が、当該法人及び当該他の会社の営む鉱業及びこれに付随する事業に係る国内における収入金額及び資産の状況、役員又は重要な使用人及び技術者の派遣の状況その他の状況からみて、国内において鉱業を主とするものであることにつき財務省令で定めるところにより認定を受けた法人とする。

10 法第五十八条第二項に規定する政令で定める外国法人は、次に掲げる要件の全てに該当することにつき財務省令で定めるところにより認定を受け

一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における第六項の規定（第四項第二号及び第三号に掲げる保険に係る部分に限る。）の適用については、第六項第二号中「百分の二」とあるのは、第四項第二号に掲げる保険（当該各事業年度終了の日において当該保険に係る第十四項第一号に規定する異常危険準備金の金額が当該保険の第六項第一号に規定する当年度保険料等に百分の三十を乗じて計算した金額を超える場合の当該保険を除く。）については「百分の十」と、第四項第三号に掲げる保険（当該各事業年度終了の日において当該保険に係る第十四項第一号に規定する異常危険準備金の金額が当該保険の第六項第一号に規定する当年度保険料等に百分の三十を乗じて計算した金額を超える場合の当該保険を除く。）については「百分の六」とする。

（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）

第三十四条 同 上

258 同 上

9 法第五十八条第二項に規定する国内鉱業者に準ずるものとして政令で定める法人は、当該法人の国外子会社（当該法人がその発行済株式等に係る議決権の総数の百分の五十以上を有している外国法人で、当該外国法人に当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この項及び次項第四号において同じ。）並びに当該法人又は他の会社（当該法人がその発行済株式等に係る議決権の総数の百分の九十五以上を有している他の会社をいう。以下この項において同じ。）の営む鉱業及びこれに付随する事業に係る専門的知識及び経験を有し、かつ、専らこれらの事業に従事する者（役員を除く。以下この項及び次項第四号において「技術者」という。）が当該法人又は当該他の会社から派遣されているものをいう。）が国外に鉱山を有し、かつ、当該法人の営む事業が、当該法人及び当該他の会社の営む鉱業及びこれに付随する事業に係る国内における収入金額及び資産の状況、役員及び技術者の派遣の状況その他の状況からみて、国内において鉱業を主とするものであることにつき財務省令で定めるところにより認定を受けた法人とする。

10 同 上

た外国法人とする。

一 三 省 略

四 当該国内鉱業者等の役員が派遣され、又は当該国内鉱業者等の重要な使用人が業務を執行する役員として派遣されていること及び当該国内鉱業者等又は当該国内鉱業者等がその発行済株式等に係る議決権の総数の百分の九十五以上を有している他の会社の技術者が派遣されていること。

11
14 省 略

15 法第五十八条第八項の規定の適用を受けた法人が、同項に規定する適格分割又は適格現物出資（第一号及び第二号において「適格分割等」という。）の日を含む事業年度において、同条第一項の規定の適用を受ける場合における次の各号に掲げる金額は、当該各号に定める金額とする。

一 法第五十八条第一項第一号に規定する収入金額 当該収入金額から同条第八項の規定により当該適格分割等に係る同項に規定する積立限度額に相当する金額を計算する場合において同号に規定する収入金額とされた金額を控除した金額

二 法第五十八条第一項第三号に規定する当該事業年度の法第五十九条第一項第一号に掲げる金額（以下この号において「新鉱床探鉱費の額等」という。） 当該新鉱床探鉱費の額等から法第五十八条第八項の規定により当該適格分割等に係る同項に規定する積立限度額に相当する金額を計算する場合において新鉱床探鉱費の額等とされた金額を控除した金額

16
18 省 略

（農業経営基盤強化準備金）

第三十七条の二 法第六十一条の二第二項第一号に規定する政令で定める金額は、同項に規定する認定計画に記載された次に掲げる固定資産の取得に充てるための金額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額とする。

一 農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地で法第六十一条の三第一項に規定する地域計画の区域において当該法人の利用が見込まれるもの（当該農用地に係る賃借権を含む。）

二 法第六十一条の三第一項に規定する特定農業用機械等

2・3 省 略

一 三 同 上

四 当該国内鉱業者等の役員が派遣され、又は当該国内鉱業者等の重要な使用人が業務を執行する役員として派遣されていること及び当該国内鉱業者等又は当該国内鉱業者等がその発行済株式等に係る議決権の総数の百分の九十五以上を有している他の会社の技術者（重要な使用人を除く。）が派遣されていること。

11
14 同 上

15 法第五十八条第八項の規定の適用を受けた法人が、同項に規定する適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度において、同条第一項の規定の適用を受ける場合における同項第一号に規定する収入金額は、当該収入金額から同条第八項の規定により積立限度額（当該適格分割又は適格現物出資の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同条第一項各号の規定により計算される金額のうちいずれか低い金額に相当する金額をいう。）を計算するときにおいて同条第一項第一号に規定する収入金額とされた金額を控除した金額とする。

16
18 同 上

（農業経営基盤強化準備金）

第三十七条の二 法第六十一条の二第二項第一号に規定する政令で定める金額は、同項に規定する認定計画に記載された農用地等（法第六十一条の三第一項に規定する農用地等をいう。）の取得に充てるための金額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額とする。

2・3 同 上

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第三十七条の三 省 略

2 省 略

3 法第六十一条の三第一項第一号ロに規定する政令で定める金額は、同項に規定する認定計画に記載された前条第一項各号に掲げる固定資産の取得に充てるための金額であつて法第六十一条の二第一項の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかつた金額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額とする。

4 省 略

5 法第六十一条の三第一項の規定の適用を受けた農用地等(同項に規定する農用地等をいう。以下この条において同じ。)について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該農用地等の取得価額に算入しない。

6 〽 8 省 略

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

第三十八条 省 略

2 〽 4 省 略

5 法第六十二条第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(第二節を除く。)及び第五章並びに第三編第二章(第二節を除く。)並びに地方法人税法第二章第三節及び第五章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一〽八 省 略

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 省 略

2 省 略

3 法第六十二条の三第二項第二号に規定する収益の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第三十七条の三 同 上

2 同 上

3 法第六十一条の三第一項第一号ロに規定する政令で定める金額は、同項に規定する認定計画に記載された農用地等(同項に規定する農用地等をいう。以下この条において同じ。)の取得に充てるための金額であつて法第六十一条の二第一項の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかつた金額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額とする。

4 同 上

5 法第六十一条の三第一項の規定の適用を受けた農用地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該農用地等の取得価額に算入しない。

6 〽 8 同 上

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

第三十八条 同 上

2 〽 4 同 上

5 法第六十二条第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(第二節を除く。)及び第五章並びに第三編第二章(第二節を除く。)並びに地方法人税法第二章第三節及び第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一〽八 同 上

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 同 上

2 同 上

3 法第六十二条の三第二項第二号に規定する収益の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。この場合において、当該収益の額につき法人税法

4 省 略
一・二 省 略

5 法第六十二条の三第二項第二号に規定する原価の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に依り当該各号に定める金額とする。

一・二 省 略

6 法第六十二条の三第二項第二号に規定する直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

7 一・二 省 略
46 省 略

(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)

第三十九条 省 略

2 29 省 略

30 法第六十四条の二第十一項に規定する法人が同項に規定する通算開始直前事業年度又は通算加入直前事業年度終了の時に同項に規定する特別勘定の金額(以下この項において「特別勘定残額」という。)を有する場合において、当該特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定残額については

第六十三条第一項又は第二項の規定の適用を受けているときは、同条の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額(当該益金の額に算入される金額のうちに法人税法施行令第二百二十四条第一項第二号ロに掲げる金額に相当する金額及び同条第四項第二号に掲げる金額が含まれている場合には、これらの金額を控除した金額)によるものとする。

一・二 同 上

4 同 上

5 法第六十二条の三第二項第二号に規定する原価の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に依り当該各号に定める金額とする。この場合において、当該原価の額につき法人税法第六十三条第一項又は第二項の規定の適用を受けているときは、同条の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額によるものとする。

一・二 同 上

6 法第六十二条の三第二項第二号に規定する直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。この場合において、当該土地等の譲渡に係る収益の額及び費用の額につき法人税法第六十三条第一項又は第二項の規定の適用を受けているときは、当該合計額につき同条の規定により損金の額に算入される金額を計算することとした場合に当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額とする。

一・二 同 上

7 46 同 上

(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)

第三十九条 同 上

2 29 同 上

30 同 上

、同条第十一項の規定は、適用しない。

一 法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。） 法人税法施行令第三百三十一条の十三第二項第三号ロに掲げる特別勘定の金額

二 法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人 法人税法施行令第三百三十一条の十三第三項第三号ロに掲げる特別勘定の金額
31 省 略

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第三十九条の七 省 略

2 37 省 略

38 法第六十五条の八第十一項に規定する法人が同項に規定する通算開始直前事業年度又は通算加入直前事業年度終了の時に同項に規定する特別勘定の金額（以下この項において「特別勘定残額」という。）を有する場合において、当該特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定残額については、同条第十一項の規定は、適用しない。

一 法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。） 法人税法施行令第三百三十一条の十三第二項第三号ロに掲げる特別勘定の金額

二 法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人 法人税法施行令第三百三十一条の十三第三項第三号ロに掲げる特別勘定の金額
39 省 略

第七節の二 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例

第三十九条の十の二 省 略

2 3 省 略

4 株式交付親会社が株式交付により当該株式交付に係る株式交付子会社（法第六十六条の二第一項に規定する株式交付子会社をいう。以下この項において同じ。）の株式を取得した場合（当該株式交付により当該株式交付子会社の株主に交付した自己の株式の価額が当該株式交付により当該株主

一 法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。） 法人税法施行令第三百三十一条の十三第二項第四号ロに掲げる特別勘定の金額

二 法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人 法人税法施行令第三百三十一条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定の金額
31 同 上

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第三十九条の七 同 上

2 37 同 上

38 同 上

一 法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。） 法人税法施行令第三百三十一条の十三第二項第四号ロに掲げる特別勘定の金額

二 法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人 法人税法施行令第三百三十一条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定の金額
39 同 上

第七節の二 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例

第三十九条の十の二 同 上

2 3 同 上

4 同 上

に交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち、に占める割合が百分の八十に満たない場合並びに当該株式交付の直後の当該株式交付親会社（法人税法第二条第十号に規定する同族会社（同号に規定する同族会社であることについての判定の基礎となつた株主のうちに同号に規定する同族会社でない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても同号に規定する同族会社となるものに限る。）に該当する場合を除く。）における同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 三 省 略

四 当該株式交付親会社が当該株式交付の直後に二以上の種類の株式を発行している場合には、当該株式交付により増加した資本金の額及び当該株式交付に係る前号に規定する減算した金額の合計額を当該株式交付により交付した当該株式交付親会社の株式のその交付の直後の価額の合計額で除し、これにその交付した株式のうち当該種類の株式のその交付の直後の価額の合計額を乗じて計算した金額を、当該種類の株式に係る法人税法施行令第八条第三項の種類の資本金額に加算する。

（適用対象金額の計算）

第三十九条の十五 省 略

2 第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人は、前項の規定にかかわらず、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、当該外国関係会社の本店所在地国の法人所得税（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。以下この項並びに第三十九条の十七の二第二項第一号イ及びロにおいて同じ。）の国際最低課税額に対する法人税、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税を除く。第一号において同じ。）に関する法令（当該法人所得税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に関する法令）の規定（企業集団等所得課税規定を除く。以下この項において「本店所在地国の法令の規定」という。）により計算した所得の金額（当該外国関係会社と当該内国法人との間の取引につき第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該取引が同項に規定する独立企業間価格で行われたものとして本店所在地国の法令の規定により計算した場合に算出される所

一 三 同 上

四 当該株式交付親会社が当該株式交付の直後に二以上の種類の株式を発行している場合には、当該株式交付により増加した資本金の額及び当該株式交付に係る前号に規定する減算した金額の合計額を当該株式交付により交付した当該株式交付親会社の株式のその交付の直後の価額の合計額で除し、これにその交付した株式のうち当該種類の株式のその交付の直後の価額の合計額を乗じて計算した金額を、当該種類の株式に係る法人税法施行令第八条第二項の種類の資本金額に加算する。

（適用対象金額の計算）

第三十九条の十五 同 上

2 第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人は、前項の規定にかかわらず、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、当該外国関係会社の本店所在地国の法人所得税（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。第三十九条の十七の二第二項第一号ロにおいて同じ。）の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第一百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び自国内最低課税額に係る税（法人税法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税をいう。第三十九条の十七の二第二項第一号イ及びロにおいて同じ。）を除く。第一号において同じ。）に関する法令（当該法人所得税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に関する法令）の規定（企業集団等所得課税規定を除く。以下この項において「本店所在地国の法令の規定」という。）により計算した所得の金額（当該外国関係会社と当該内国法人との間の取引につき第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該取引が同項に規定

得の金額）に当該所得の金額に係る第一号から第十三号までに掲げる金額の合計額を加算した金額から当該所得の金額に係る第十四号から第十八号までに掲げる金額の合計額を控除した残額（本店所在地の法令の規定により計算した金額が欠損の金額となる場合には、当該計算した金額に係る第一号から第十三号までに掲げる金額の合計額から当該欠損の金額に当該計算した金額に係る第十四号から第十八号までに掲げる金額の合計額を加算した金額を控除した残額）をもつて法第六十六条の六第二項第四号に規定する政令で定める基準により計算した金額とすることができる。

一 十八 省 略
3 10 省 略

（外国関係会社に係る租税負担割合の計算）

第三十九条の十七の二 省 略

2 前項に規定する割合の計算については、次に定めるところによる。

一 前項の所得の金額は、次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

イ ロに掲げる外国関係会社以外の外国関係会社 当該外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地の外国法人税（外国における各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税を除く。（1）において同じ。）に関する法令（当該外国法人税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる外国法人税に関する法令）の規定（企業集団等所得課税規定（第三十九条の十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において「本店所在地の法令の規定」という。）により計算した所得の金額に当該所得の金額に係る（1）から（5）までに掲げる金額の合計額を加算した金額から当該所得の金額に係る（6）に掲げる金額を控除した残額

（1）（6） 省 略

ロ 法人の所得に対して課される税（外国における各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税、各対象会計年度の国内最低課税残額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税

する独立企業間価格で行われたものとして本店所在地の法令の規定により計算した場合に算出される所得の金額）に当該所得の金額に係る第一号から第十三号までに掲げる金額の合計額を加算した金額から当該所得の金額に係る第十四号から第十八号までに掲げる金額の合計額を控除した残額（本店所在地の法令の規定により計算した金額が欠損の金額となる場合には、当該計算した金額に係る第一号から第十三号までに掲げる金額の合計額から当該欠損の金額に当該計算した金額に係る第十四号から第十八号までに掲げる金額の合計額を加算した金額を控除した残額）をもつて法第六十六条の六第二項第四号に規定する政令で定める基準により計算した金額とすることができる。

一 十八 同 上
3 10 同 上

（外国関係会社に係る租税負担割合の計算）

第三十九条の十七の二 同 上

2 同 上

一 同 上

イ ロに掲げる外国関係会社以外の外国関係会社 当該外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地の外国法人税（自国内最低課税額に係る税を除く。イ（3）及び（6）を除く。（1）において同じ。）に関する法令（外国法人税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる外国法人税に関する法令）の規定（企業集団等所得課税規定（第三十九条の十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において「本店所在地の法令の規定」という。）により計算した所得の金額に当該所得の金額に係る（1）から（5）までに掲げる金額の合計額を加算した金額から当該所得の金額に係る（6）に掲げる金額を控除した残額

（1）（6） 同 上

ロ 法人の所得に対して課される税（外国における各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第五百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び自国内最低課税額に係る税

に相当する税を除く。)が存在しない国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社 当該外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額に当該所得の金額に係る(1)から(4)までに掲げる金額の合計額を加算した金額から当該所得の金額に係る(5)及び(6)に掲げる金額の合計額を控除した残額

(1) 〓 (6) 省 略
二 〓 五 省 略

(部分適用対象金額の計算等)

第三十九条の十七の三 省 略

二 〓 15 省 略

16 次に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額(法第六十六条の六第六項第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額及び法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つた取引として財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を除く。)は、法第六十六条の六第六項第七号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額に含まれるものとする。

一・二 省 略

三 法人税法第六十一条の二第二十一項に規定する有価証券の空売りに相当する取引に係るみなし決済損益額(同法第六十一条の四第一項に規定するみなし決済損益額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。)

四 法人税法第六十一条の二第二十二項に規定する信用取引に相当する取引に係るみなし決済損益額

五 法人税法第六十一条の二第二十二項に規定する発行日取引に相当する取引に係るみなし決済損益額

六 省 略

17 〓 32 省 略

(金融子会社等部分適用対象金額の計算等)

第三十九条の十七の四 省 略

二 〓 8 省 略

9 法第六十六条の六第八項第一号に規定する政令で定めるところにより計

を除く。)が存在しない国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社 当該外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額に当該所得の金額に係る(1)から(4)までに掲げる金額の合計額を加算した金額から当該所得の金額に係る(5)及び(6)に掲げる金額の合計額を控除した残額

(1) 〓 (6) 同 上
二 〓 五 同 上

(部分適用対象金額の計算等)

第三十九条の十七の三 同 上

二 〓 15 同 上

16 同 上

一・二 同 上

三 法人税法第六十一条の二第二十項に規定する有価証券の空売りに相当する取引に係るみなし決済損益額(同法第六十一条の四第一項に規定するみなし決済損益額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。)

四 法人税法第六十一条の二第二十一項に規定する信用取引に相当する取引に係るみなし決済損益額

五 法人税法第六十一条の二第二十一項に規定する発行日取引に相当する取引に係るみなし決済損益額

六 同 上

17 〓 32 同 上

(金融子会社等部分適用対象金額の計算等)

第三十九条の十七の四 同 上

二 〓 8 同 上

9 法第六十六条の六第八項第一号に規定する政令で定めるところにより計

算した金額は、部分対象外国関係会社の当該事業年度に係る同号に規定する親会社等資本持分相当額から前項に規定する金額を控除した残額に、当該部分対象外国関係会社の当該事業年度終了の日の翌日から四月を経過する日を含む同条第一項各号に掲げる内国法人の事業年度（以下この項において「親会社等事業年度」という。）に係る第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合（当該割合が百分の十を下回る場合には、百分の十）を乗じて計算した金額とする。

10 省 略
一・二 省 略

（外国関係会社の判定等）

第三十九条の二十 省 略

2 法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人が当該内国法人に係る外国関係会社の各事業年度終了の日以後四月を経過する日までの間に合併により解散した場合には、その直接及び間接に有する当該外国関係会社の株式等でその合併に係る合併法人が移転を受けたものは、その合併法人が当該外国関係会社の各事業年度終了の日において直接及び間接に有する株式等とみなす。

3 省 略
3 省 略

（金融関係法人部分適用対象金額の計算等）

第三十九条の二十の五 省 略

2 省 略
2 省 略

7 法第六十六条の九の二第八項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、部分対象外国関係法人の当該事業年度に係る同号に規定する親会社等資本持分相当額から前項において準用する第三十九条の十七の四第八項に規定する金額を控除した残額に、当該部分対象外国関係法人の当該事業年度終了の日の翌日から四月を経過する日を含む特殊関係株主等である内国法人の事業年度（以下この項において「親会社等事業年度」という。）に係る第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合（当該割合が百分の十を下回る場合には、百分の十）を乗じて計算した金額とする。

一・二 省 略

算した金額は、部分対象外国関係会社の当該事業年度に係る同号に規定する親会社等資本持分相当額から前項に規定する金額を控除した残額に、当該部分対象外国関係会社の当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む同条第一項各号に掲げる内国法人の事業年度（以下この項において「親会社等事業年度」という。）に係る第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合（当該割合が百分の十を下回る場合には、百分の十）を乗じて計算した金額とする。

10 同 上
一・二 同 上

（外国関係会社の判定等）

第三十九条の二十 同 上

2 法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人が当該内国法人に係る外国関係会社の各事業年度終了の日以後二月を経過する日までの間に合併により解散した場合には、その直接及び間接に有する当該外国関係会社の株式等でその合併に係る合併法人が移転を受けたものは、その合併法人が当該外国関係会社の各事業年度終了の日において直接及び間接に有する株式等とみなす。

3 同 上
3 同 上

（金融関係法人部分適用対象金額の計算等）

第三十九条の二十の五 同 上

2 同 上
2 同 上

7 法第六十六条の九の二第八項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、部分対象外国関係法人の当該事業年度に係る同号に規定する親会社等資本持分相当額から前項において準用する第三十九条の十七の四第八項に規定する金額を控除した残額に、当該部分対象外国関係法人の当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む特殊関係株主等である内国法人の事業年度（以下この項において「親会社等事業年度」という。）に係る第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合（当該割合が百分の十を下回る場合には、百分の十）を乗じて計算した金額とする。

一・二 同 上

8 省 略

(特定関係の判定等)

第三十九条の二十の九 省 略

2 省 略

3 特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である内国法人が当該内国法人に係る外国関係法人の各事業年度終了の日以後四月を経過する日までの間に合併により解散した場合には、その直接及び間接に有する当該外国関係法人の株式等でその合併に係る合併法人（当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等に該当するもの及びその合併により当該内国法人が直接及び間接に有する当該外国関係法人の株式等の移転を受けることにより当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等に該当することとなるものに限る。）以下この項において同じ。）が移転を受けたものは、その合併法人が当該外国関係法人の各事業年度終了の日において直接及び間接に有する株式等とみなす。

4 6 省 略

(特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例)

第三十九条の二十四の二 省 略

2 6 省 略

7 法第六十六条の十三第八項に規定する法人が同項に規定する通算開始直前事業年度又は通算加入直前事業年度終了の時に同項に規定する特別勘定の金額（以下この項において「特別勘定残額」という。）を有する場合において、当該特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定残額については、同条第八項の規定は、適用しない。

一 法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。） 法人税法施行令第百三十一条の十三第二項第三号ロに掲げる特別勘定の金額

二 法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人 法人税法施行令第百三十一条の十三第三項第三号ロに掲げる特別勘定の金額

8 21 省 略

8 同 上

(特定関係の判定等)

第三十九条の二十の九 同 上

2 同 上

3 特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である内国法人が当該内国法人に係る外国関係法人の各事業年度終了の日以後二月を経過する日までの間に合併により解散した場合には、その直接及び間接に有する当該外国関係法人の株式等でその合併に係る合併法人（当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等に該当するもの及びその合併により当該内国法人が直接及び間接に有する当該外国関係法人の株式等の移転を受けることにより当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等に該当することとなるものに限る。）以下この項において同じ。）が移転を受けたものは、その合併法人が当該外国関係法人の各事業年度終了の日において直接及び間接に有する株式等とみなす。

4 6 同 上

(特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例)

第三十九条の二十四の二 同 上

2 6 同 上

7 同 上

一 法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。） 法人税法施行令第百三十一条の十三第四号ロに掲げる特別勘定の金額

二 法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人 法人税法施行令第百三十一条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定の金額

8 21 同 上

第三十九条の二十九 削除

(外国組合員に対する課税の特例)

第三十九条の三十三 省略

2、4 省略

5 法第六十七条の十六第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第二百三条第一項及び第二百十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「規定は、」とあるのは、「規定は、租税特別措置法第六十七条の十六第一項（外国組合員に対する課税の特例）の規定並びに」とする。

6 省略

(令和九年に開催される二十二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例)

第三十九条の三十三の二の二 法第六十七条の十六の二第二項に規定する政令で定める国内源泉所得は、法人税法施行令第八十条第一号、第二号及び第五号に掲げる所得とする。

2 法第六十七条の十六の二第二項に規定する損失の額として政令で定める金額は、同項の外国法人の当該事業年度と同条第一項に規定する対象国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額が益金の額に算入すべき金額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額とする。

3 法第六十七条の十六の二第二項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第二百三条及び第二百十三条の規定の適用については、同令第二百三条第一項中「規定は、」とあるのは「規定は、租税特別措置法第六十

例 (特定の公共施設等運営権の設定に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例)

第三十九条の二十九 法第六十七条の五の二第二項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第三百三十一条の十三の規定の適用については、同条第一項第三号中「帰属事業年度」とあるのは、「帰属事業年度」（租税特別措置法第六十七条の五の二第二項（特定の公共施設等運営権の設定に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例）の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次項第三号において同じ。）と

(外国組合員に対する課税の特例)

第三十九条の三十三 同上

2、4 同上

5 法第六十七条の十六第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第二百三条第一項及び第二百三十一条第一項の規定の適用については、これらの規定中「規定は、」とあるのは、「規定は、租税特別措置法第六十七条の十六第一項（外国組合員に対する課税の特例）の規定並びに」とする。

6 同上

七条の十六の二第一項（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）の規定並びに」と、同条第二項中「規定は、」とあるのは「規定は、租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項の規定並びに」と、同令第二百十三条第一項中「規定は、」とあるのは「規定は、租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）の規定並びに」と、同条第二項中「規定は、」とあるのは「規定は、租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項の規定並びに」とする。

4 前三項に定めるもののほか、法第六十七条の十六の二第一項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（認定株式分配に係る課税の特例）

（農業協同組合等の合併に係る課税の特例）

第三十九条の三十四の二 法第六十八条の二に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一 法第六十八条の二各号に掲げる合併に係る被合併法人の被合併事業（当該被合併法人の当該合併前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業をいう。以下この号及び第三号において同じ。）と当該合併に係る合併法人の合併事業（当該合併法人の当該合併前に行う事業のうちのいずれかの事業をいい、当該合併が新設合併（法人を設立する合併をいう。）である場合にあっては、他の被合併法人の被合併事業をいう。第三号において同じ。）とが相互に関連するものとして財務省令で定める要件を満たすものであること。

二 法第六十八条の二各号に掲げる合併に係る被合併法人の当該合併の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該合併後に当該合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。

三 法第六十八条の二各号に掲げる合併に係る被合併法人の被合併事業（当該合併に係る合併法人の合併事業と関連する事業に限る。）が当該合併法人において当該合併後に引き続き行われることが見込まれていること。

（認定株式分配に係る課税の特例）

第三十九条の三十四の二 法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第二条第十二号の十五の三に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一 法第六十八条の二第一項に規定する認定株式分配（以下この項において「認定株式分配」という。）の直後に当該認定株式分配に係る現物分配法人が有する当該認定株式分配に係る完全子法人（法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人をいう。以下この項において同じ。）の株式又は出資の数又は金額の当該完全子法人の発行済株式又は出資（当該完全子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十未満となること。

二 六 省 略

2 法第六十八条の二第二項の規定の適用がある場合におけるその適用に係る同項に規定する法人及びその株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）に対する所得税法施行令及び法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

省 略	省 略	省 略
-----	-----	-----

3 省 略

（適格合併等の範囲に関する特例）

第三十九条の三十四の三 法第六十八条の二の二第一項に規定する政令で定める要件に該当する合併は、次に掲げる要件の全てに該当する合併とする。

一 五 省 略

2 法第六十八条の二の二第二項に規定する政令で定める要件に該当する分割は、次に掲げる要件の全てに該当する分割とする。

一 五 省 略

3 法第六十八条の二の二第二項第一号に規定する政令で定める分割は、その分割に係る分割法人の当該分割の直前の資産及び負債のおおむね全部が分割承継法人に移転する分割とする。

4 法第六十八条の二の二第三項に規定する政令で定める要件に該当する株式交換は、次に掲げる要件の全てに該当する株式交換とする。

第三十九条の三十四の三 法第六十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第二条第十二号の十五の三に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一 法第六十八条の二の二第一項に規定する認定株式分配（以下この項において「認定株式分配」という。）の直後に当該認定株式分配に係る現物分配法人が有する当該認定株式分配に係る完全子法人（法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人をいう。以下この項において同じ。）の株式又は出資の数又は金額の当該完全子法人の発行済株式又は出資（当該完全子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十未満となること。

二 六 同 上

2 法第六十八条の二の二第二項の規定の適用がある場合におけるその適用に係る同項に規定する法人及びその株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）に対する所得税法施行令及び法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同 上	同 上	同 上
-----	-----	-----

3 同 上

（適格合併等の範囲に関する特例）

第三十九条の三十四の四 法第六十八条の二の三第一項に規定する政令で定める要件に該当する合併は、次に掲げる要件の全てに該当する合併とする。

一 五 同 上

2 法第六十八条の二の三第二項に規定する政令で定める要件に該当する分割は、次に掲げる要件の全てに該当する分割とする。

一 五 同 上

3 法第六十八条の二の三第二項第一号に規定する政令で定める分割は、その分割に係る分割法人の当該分割の直前の資産及び負債のおおむね全部が分割承継法人に移転する分割とする。

4 法第六十八条の二の三第三項に規定する政令で定める要件に該当する株式交換は、次に掲げる要件の全てに該当する株式交換とする。

一五 省略

5 法第六十八條の二の二第五項第二号に規定する政令で定める外国法人は、次に掲げるものとする。

一 省略

二 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める外国法人

イ 法第六十八條の二の二第一項から第四項までの合併、分割、株式交換又は現物出資（以下この号及び第七項第三号において「合併等」という。）が行われる日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この号及び第七項第三号において「前二年内事業年度」という。）がある外国法人の場合 前二年内事業年度のうちにずれかの事業年度において、その事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の百分の二十未満であつた外国法人

ロ 省略

6 9 省略

10 法第六十八條の二の二第五項第三号に規定する政令で定める関係は、次に掲げる関係とする。

一・二 省略

11 前項各号に掲げる関係があるかどうかの判定は、法第六十八條の二の二第一項から第三項までの合併、分割又は株式交換の直前の現況による。

12 省略

13 法第六十八條の二の二第五項第四号に規定する政令で定める特殊の関係のある非居住者は、法第二条第一項第一号の二に規定する非居住者で、第三十九條の十四第六項第一号イからへまでに掲げるものとする。

14 法第六十八條の二の二第五項第五号に規定する政令で定める関係は、次に掲げる関係とする。

一・二 省略

15・16 省略

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）

第三十九條の三十五 省略

2 法人が旧株（当該法人が有していた株式（出資を含む。以下この条において同じ。）をいう。）を発行した内国法人の合併（適格合併に該当しないものに限る。）により法第六十八條の三第一項に規定する政令で定める

一五 同上

5 法第六十八條の二の三第五項第二号に規定する政令で定める外国法人は、次に掲げるものとする。

一 同上

二 同上

イ 法第六十八條の二の三第一項から第四項までの合併、分割、株式交換又は現物出資（以下この号及び第七項第三号において「合併等」という。）が行われる日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この号及び第七項第三号において「前二年内事業年度」という。）がある外国法人の場合 前二年内事業年度のうちにずれかの事業年度において、その事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の百分の二十未満であつた外国法人

ロ 同上

6 9 同上

10 法第六十八條の二の三第五項第三号に規定する政令で定める関係は、次に掲げる関係とする。

一・二 同上

11 前項各号に掲げる関係があるかどうかの判定は、法第六十八條の二の三第一項から第三項までの合併、分割又は株式交換の直前の現況による。

12 同上

13 法第六十八條の二の三第五項第四号に規定する政令で定める特殊の関係のある非居住者は、法第二条第一項第一号の二に規定する非居住者で、第三十九條の十四第六項第一号イからへまでに掲げるものとする。

14 法第六十八條の二の三第五項第五号に規定する政令で定める関係は、次に掲げる関係とする。

一・二 同上

15・16 同上

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）

第三十九條の三十五 同上

2 法人が旧株（当該法人が有していた株式（出資を含む。以下この条において同じ。）をいう。）を発行した内国法人の合併（適格合併に該当しないものに限る。）により法第六十八條の三第一項に規定する政令で定める

関係がある外国法人のうちいずれか一の外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽課税外国法人等（法第六十八条の二の二第五項第一号に規定する特定軽課税外国法人等をいう。第四項において同じ。）の株式に該当するときは、その交付を受けた株式の取得価額については、法人税法施行令第百十九条第五号（法人税法第百四十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3・4 省 略

5 外国法人が所有株式（当該外国法人が有する株式をいう。）を発行した内国法人の行つた法第六十八条の三第二項に規定する特定分割型分割により同項に規定する特定外国親法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき、同項の規定により読み替えられた同法第六十一条の二第四項の規定に準じて計算するときは、法人税法施行令第百八十四条第一項第十九号の規定は、適用しない。

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）

第三十九条の三十五の二 省 略

2・7 省 略

8 当該受託法人の事業年度において第一号に掲げる金額がある場合における当該事業年度（第二号において「超過分配事業年度」という。）以後の各事業年度の法第六十八条の三の二第一項第二号ロに掲げる要件は、当該各事業年度に係る金銭の分配の額が分配可能額（第六項に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額（当該受託法人が同号ロに規定する特定目的信託に係る受託法人である場合には、当該金額から前項に規定する残額を控除した金額）に第一号に掲げる金額を加算し、これから第二号に掲げる金額を減算した金額をいう。以下この項において同じ。）の百分の九十に相当する金額を超えていることとする。

一 当該受託法人の当該事業年度に係る金銭の分配の額が当該受託法人の当該事業年度終了の時における純資産価額（その有する資産の帳簿価額の合計額からその有する負債の帳簿価額の合計額を減算した金額をいう。）から元本の額及び評価・換算差額等の額の合計額を控除した金額を上回る場合におけるその上回る部分の金額として財務省令で定める金額

関係がある外国法人のうちいずれか一の外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽課税外国法人等（法第六十八条の二の三第五項第一号に規定する特定軽課税外国法人等をいう。第四項において同じ。）の株式に該当するときは、その交付を受けた株式の取得価額については、法人税法施行令第百十九条第五号（法人税法第百四十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3・4 同 上

5 外国法人が所有株式（当該外国法人が有する株式をいう。）を発行した内国法人の行つた法第六十八条の三第二項に規定する特定分割型分割により同項に規定する特定外国親法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき、同項の規定により読み替えられた同法第六十一条の二第四項の規定に準じて計算するときは、法人税法施行令第百八十四条第一項第十八号の規定は、適用しない。

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）

第三十九条の三十五の二 同 上

2・7 同 上

8 同 上

一 当該受託法人の当該事業年度に係る金銭の分配の額が当該受託法人の当該事業年度終了の時における純資産価額（その有する資産の帳簿価額の合計額からその有する負債の帳簿価額の合計額を減算した金額をいう。）から元本の額を控除した金額を上回る場合におけるその上回る部分の金額として財務省令で定める金額

二 省 略
9・10 省 略

(電子情報処理組織による申告の特例)

第三十九条の三十六 法第六十八条の四に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 六 省 略

七 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第八十

七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の二の規定

八 十 省 略

二 同 上
9・10 同 上

(電子情報処理組織による申告の特例)

第三十九条の三十六 同 上

一 六 同 上

七 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第八十

六条第四項又は第八十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第五十五条の二の規定

八 十 同 上